

すまいるカフェだより

～2022年4月号 VOL.23～

医事課



オンライン資格確認システムをご存知ですか

オンライン資格確認とは、医療機関や薬局を受診する際、マイナンバーカードを利用し、オンラインで患者さまの被保険者資格を確認することをいいます。

マイナンバーカードの健康保険証利用

顔認証付きカードリーダーで同意すると、どうなるの？

(保険証でもシステムを利用することができます)



【 薬剤情報や特定健診情報が閲覧できる 】

患者さまの同意を得たうえで、薬剤や特定健診などの情報を閲覧できるようになります。患者さまの過去の情報を見ながら服薬指導が行えるほか、薬剤重複投薬などの発見に役立てるなど、より適切な医療の提供が行えるようになります。初めての医療機関や薬局でも、患者の過去の状況が医師等と共有でき、健康管理や医療の質の向上につながります！

【 限度額適用認定証の準備が不要になる 】

従来は患者様が保険組合等に申請する必要があり、証類を取得するまでに時間がかかっておりました。システムを利用することですぐに情報を取得することができるようになり、従来のような申請手続きが不要になります。



このほかにも、このシステムを利用することで・・・

【 災害時の対応が可能になる 】

災害時には、厚生労働省が定めた範囲で、本人の同意を得られずとも薬剤や特定健診などの情報が閲覧可能になる特別措置が実施されます。災害によって薬が手元になかったりお薬手帳を紛失したりと、服用中の薬の情報共有が困難になった場合にも患者さまに必要な薬を届けられるのです。

患者様へのお願い

オンライン資格確認システムで上記の利用するためには、診療前に患者様の同意を得る必要があります。**診療前**に受付窓口にてオンライン資格確認システムを利用し保険情報の確認(同意)をしてください。ご協力お願いいたします。